

# 保護者のみなさまへ 就学援助についてのお知らせ

寄居町教育委員会

町では、寄居町に住所があり町立小・中学校へ通学しているお子さんが安心して学校へ通えるように、**経済的な支援が必要な保護者の方に対して、就学費用の一部の援助**をおこなっています。

この就学援助費を希望される方は、申請が必要となりますので、町教育委員会または各小・中学校で申請手続きをおこなってください。

## ◎援助を受けられる方

経済的な支援が必要で、教育委員会が認める保護者の方。具体的には次のような方です。

- 1 児童扶養手当法による児童扶養手当を受給されている方 (児童手当ではありませんので、ご注意ください)
- 2 町民税が非課税の方
- 3 前年度または当該年度において、生活保護法に基づく保護が停止または廃止された方
- 4 保護者の職業が不安定であることなどにより、生活保護に準ずる程度に経済的に困難な方（世帯の収入が、生活保護の基準より算定した仮の世帯収入額と比べて一定の基準以下の世帯）
- 5 生活保護世帯の方 (この制度で受けられる援助は、以下「援助の内容」のうち生活保護費から支給されない「③修学旅行費」と「⑤医療費」のみ)

## ◎援助の内容（金額はいずれも年額です。金額は令和7年度の実績額ですので、変更となる場合もあります）

- ①学用品費等..... 小学1年 11,630円 小学2年～6年 13,900円  
中学1年 22,730円 中学2年～3年 25,000円
- ②新入学児童生徒学用品費... 小学1年 57,060円 中学1年 63,000円  
\* 小学校1年生は、4月8日まで、中学校1年生は3月末までに申請し、認定された方のみ対象  
なお、3月に新入学準備費の支給を受けた方は対象外です。
- ③修学旅行費..... 修学旅行に直接必要な交通費・見学科・宿泊料等  
\* 上限額(小学校 22,690円・中学校 60,910円)
- ④学校給食費..... 実費分（町等から他の制度により補助する場合は支給しない）
- ⑤医療費..... 定期健康診断後、学校保健安全法適用疾病に対し、学校

からの申請により医療券を交付します。

⑥オンライン学習通信費.....上限額15,000円

## ◎申請方法

この就学援助制度を希望する方は、お子さんの通学される町立小・中学校または教育委員会へ別紙様式で申請してください。

所定の様式（申請用紙）は、町立各学校及び教育委員会教育総務課に用意してあります。

なお、転入により令和8年1月1日時点で寄居町に住所のない方は、申請書の他に前住所地等で発行された所得証明を添付していただく場合があります。

（所得証明の発行は、令和8年1月1日に住所を定めている市区町村となります。）

## ◎受付

令和8年4月分（令和8年度初め）から援助を希望する場合は、令和8年3月31日（火）までに申請書類を提出してください。

※ただし学校へ提出する場合は2月27日（金）までとなります。この日以降は、教育委員会教育総務課へ提出してください。

受付は、年の途中でも随時行っておりますが、受付の時期により認定開始時期及び援助金額は変わります。

## ◎その他

\*前年度申請して認定を受けている方も、毎年度申請が必要となります。

### ●お願い●

**住民税申告を必ず行ってください。**

（給与収入のみの方で年末調整をした方は除きます。）

（認定の際、所得の状況を確認する場合があります。そのため、申告されていないと認定ができないことがあります。）

※問合せ先：寄居町教育委員会 教育総務課 学校教育班

電話048-581-2121（内線512）